

「地域経済牽引事業関連保証」及び「地域経済牽引支援関連保証」について

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（地域未来投資促進法）」が平成29年7月31日に施行されたことに伴い、「地域経済牽引事業関連保証」及び「地域経済牽引支援関連保証」が制定されました。

【地域未来投資促進法とは】

少子高齢化による生産年齢人口の減少が日本経済へ与える影響に歯止めをかけると共に、地域経済活性化のために作られた法律であり、地域の成長や発展のため地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）に関わる計画を承認する制度の創設、及び「地域経済牽引事業」に関わる事業を支援するための措置を講じることを目的としています。

【地域経済牽引事業関連保証の概要】

保証対象者	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号以下「法」という。）第13条第1項に規定する地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を都道府県知事に申請し、承認を受けた計画に従って事業を実施する中小企業者（※1）であるもの。
対象資金	地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行うために必要な資金
保証限度額	2億8,000万円 ※一般枠とは別枠
保証期間	原則として7年以内
返済方法	原則として均等分割返済とする。
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
担保	必要に応じ求める。
信用保証料	無担保保険または普通保険を利用する場合は0.72% 特別小口保険（責任共有対象外）を利用する場合は0.62% 特別小口保険（責任共有対象）を利用する場合は0.53%
必要書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、地域経済牽引事業計画、地域経済牽引事業計画の承認を受けた都道府県からの書面等

※1 当該中小企業者とは、法第2条第3項各号及び中小企業信用保険法に規定する中小企業者を指します。詳しくはお問い合わせください。

【地域経済牽引支援関連保証の概要】

保証対象者	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号、以下「法」という。）第27条第1項に規定する地域経済牽引事業に対する連携による支援の事業に関する計画（以下「連携支援計画」という。）を主務大臣に申請し、承認を受けた計画に従って事業を実施する、地域経済牽引支援機関である一般社団法人又は一般財団法人。
対象資金	連携支援計画に従って行われる連携支援事業の実施に必要な資金

保証限度額	2億8,000万円
保証期間	原則として7年以内（据置期間1年以内を含む。）
返済方法	原則として均等分割返済とする。
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
担保	必要に応じ求める。
信用保証料	無担保保険または普通保険を利用する場合は1.14%（責任共有保証料率）
必要書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、連携支援計画、法第29条に規定する一般社団法人又は一般財団法人であることを証する書類等